

平成29年6月21日

株住宅新報社 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

労働者災害補償保険法						
ページ・位置	改正前		改正後			
P15 労災 平成28年 問3B肢 解説中 【厚生労働省令で定める もの】⑤ 上1～2行目	配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護		<b>孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の 父母の介護</b>			
P79 労災 平成25年 問2E肢 解説表中 (2か所)	104,950円		<b>105,130円</b>			
P79 労災 平成25年 問2E肢 解説表中 (3か所)	57,030円		<b>57,110円</b>			
雇用保険法						
P139 雇保 平成23年 問3E肢 解説の表を右に 差し替え	算定基礎期間 年齢	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
	30歳未満	90日	<b>90日</b>	120日	180日	—
	30歳以上 35歳未満		<b>120日</b>	180日	210日	240日
	35歳以上 45歳未満		<b>150日</b>		240日	270日
	45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
	60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日
P141 雇保 平成27年 問2D肢 解説上1行目	「90日」		「 <b>150日</b> 」			
P141 雇保 平成27年 問2D肢 ⑨上2行目	「90日」		「 <b>150日</b> 」			
P146 雇保 平成27年 問3 問題主文上2～3行目	なお、本問において、「個別延長給付」とは、 ～中略～給付のことをいう。		<b>削除</b>			
P147 雇保 平成27年 問3B肢 解説上2行目	特定理由離職者」も個別延長給付の		特定理由離職者」や「 <b>就職が困難な受給資格者</b> 」も個別延長給付の			
P147 雇保 平成27年 問3B肢 参照条文	法附則5条1項		<b>法24条の2第1項・2項</b>			
P147 雇保平成27年 問3D肢 解説上4行目	暫定措置による個別延長給付を加味した		<b>削除</b>			
P162 雇保 平成25年 問6 問題主文 上2～3 行目	広域延長給付、全国延長給付又は個別延長給付を		<b>個別延長給付</b> 、広域延長給付、全国延長給付又は <b>地域</b> 延長給付を			

P166 雇保 平成 28 年 問 5 問題主文 上 2 行目	広域延長給付、	個別延長給付、広域延長給付、																															
P185 雇保 平成 24 年 問 7E 肢 参考上 1 行目	国庫は、当分の間、	国庫は、平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度においては、																															
P185 雇保 平成 24 年 問 7E 肢 参考上 1～2 行目	100 分の 55	100 分の 10																															
P188 雇保 平成 28 年 問 7 エ 問題上 2 行目	100 分の 55	100 分の 10																															
P189 雇保 平成 28 年 問 7 エ 解説上 3 行目	その 8 分の 1 の額に 100 分の 55 を	平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度においては、その 8 分の 1 の額に 100 分の 10 を																															
P193 雇保 平成 19 年 選択式 問 3 解説中下の 表を右に差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th>算定基礎期間 年齢</th> <th>1 年 未満</th> <th>1 年以上 5 年未満</th> <th>5 年以上 10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 歳未満</td> <td rowspan="6">90 日</td> <td>90 日</td> <td>120 日</td> <td>180 日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30 歳以上 35 歳未満</td> <td>120 日</td> <td rowspan="2">180 日</td> <td>210 日</td> <td>240 日</td> </tr> <tr> <td>35 歳以上 45 歳未満</td> <td>150 日</td> <td>240 日</td> <td>270 日</td> </tr> <tr> <td>45 歳以上 60 歳未満</td> <td>180 日</td> <td>240 日</td> <td>270 日</td> <td>330 日</td> </tr> <tr> <td>60 歳以上 65 歳未満</td> <td>150 日</td> <td>180 日</td> <td>210 日</td> <td>240 日</td> </tr> </tbody> </table>	算定基礎期間 年齢	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年 以上	30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—	30 歳以上 35 歳未満	120 日	180 日	210 日	240 日	35 歳以上 45 歳未満	150 日	240 日	270 日	45 歳以上 60 歳未満	180 日	240 日	270 日	330 日	60 歳以上 65 歳未満	150 日	180 日	210 日	240 日	
	算定基礎期間 年齢	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年 以上																											
	30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—																											
	30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日																											
	35 歳以上 45 歳未満		150 日		240 日	270 日																											
	45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日																											
60 歳以上 65 歳未満	150 日		180 日	210 日	240 日																												
P205 雇保 選択式 平成 28 年 問 3 注意上 1 行目	当分の間		平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度 においては																														
P205 雇保 選択式 平成 28 年 問 3 注意上 2 行目	100 分の 55	100 分の 10																															
労働保険の保険料の徴収等に関する法律																																	
P230 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 肢問題文上 3 行目	平成 28 年度	平成 29 年度																															
P231 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 肢解説上 1 行 目	平成 28 年度	平成 29 年度																															
P231 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 肢解説上 2 行 目	1000 分の 11	1000 分の 9																															
P231 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 肢表中 一般 の事業の欄	1000 分の 15.5	1000 分の 13.5																															
	1000 分の 11.5～19.5	1000 分の 9.5～17.5																															
	1000 分の 11～19	1000 分の 9～17																															
	1000 分の 11	1000 分の 9																															
P231 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 肢表中 農林 水産の事業 清酒製造の事業の欄	1000 分の 17.5	1000 分の 15.5																															
	1000 分の 13.5～21.5	1000 分の 11.5～19.5																															
	1000 分の 13～21	1000 分の 11～19																															
	1000 分の 13	1000 分の 11																															

P231 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 肢表中 建設 の事業の欄	1000 分の 18.5	1000 分の <b>16.5</b>
	1000 分の 14.5~22.5	1000 分の <b>12.5~20.5</b>
	1000 分の 14~22	1000 分の <b>12~20</b>
	1000 分の 14	1000 分の <b>12</b>
P231 徴収 平成 26 年 労災 問 10B 参照条文	平 28. 4. 1 厚労告 187 号	平 <b>29. 3. 31</b> 厚労告 <b>170</b> 号